

令和2年度大会実施要領

山口県ソフトテニス連盟

1 山口県春季（秋季）総合選手権大会

(1) 種別

○男子 ○女子

(2) 資格

- ① 出場する者は会員登録をした者で、公認審判有資格者、かつ、技術等級が一般3級以上、高校生以下2級以上であることを原則とする。また、年齢は問わない。
- ② 国体予選会に出場資格のあるふるさと選手の出場を認める。

(3) 試合方法

- ① ソフトテニスハンドブックによる。
- ② トーナメント戦を原則とする。参加ペア数によっては、リーグ戦によることもある。トーナメント戦の場合は、初戦の敗者をもってコンソレーションマッチを行う。
- ③ シングルスは、男女とも年1回の開催とする。
- ④ マッチは、7ゲームマッチを原則とする。

(4) 参加料

申込時に納入し、いかなる場合も返金しない。

ダブルス：3,000円とする。(1,500円主管地区に還元する)

シングルス：2,000円とする。(全額 主管地区に還元する)

なお、高校生以下はダブルス、シングルスとも1,000円とし、全額主管地区に還元する。

(5) その他

- ① 申込は、地区責任者の認印を押印して申し込む。
- ② 申込用紙には、会員登録番号、技術等級、審判等級を記載する。
- ③ 選手変更は、所定の選手変更届を提出し、競技委員長の承認があった場合に認められる。
- ④ 会員登録証を携行し、審判員徽章（ワッペン）をつけて、審判を行う。
- ⑤ 日本ソフトテニス連盟公認の服装を着用する。
- ⑥ 大会入賞者は、必ず閉会式に参加する。
- ⑦ 春季選手権大会男女上位2ペアを、全日本選手権大会に推薦する。
また、全日本社会人選手権大会、西日本選手権大会、中国地区選手権大会の予選も兼ねる。従って、8位までの順位決定戦を行うことを原則とする。
前年度のシングルス選手権大会上位4名を、全日本シングルス選手権大会に推薦する。
シングルス女子の部の大会が成立しなかった場合の全日本大会への推薦は、国体選手強化委員会及び理事長が協議し決定する。
日連推薦選手は別枠とし、問題が生じた場合は、県連盟で検討する。

2 山口県春季（秋季）シニア選手権大会

(1) 種別

- | | |
|--------------|--------------|
| ○成年男子（35才以上） | ○成年女子（35才以上） |
| ○シニア男子45才以上 | ○シニア女子45才以上 |
| ○シニア男子50才以上 | ○シニア女子50才以上 |
| ○シニア男子55才以上 | ○シニア女子55才以上 |
| ○シニア男子60才以上 | ○シニア女子60才以上 |
| ○シニア男子65才以上 | ○シニア女子65才以上 |
| ○シニア男子70才以上 | ○シニア女子70才以上 |
| ○シニア男子75才以上 | |

* 入賞は、8ペア未満は2位まで、4ペアは1位のみ、4ペア未満は不成立とする。

* 申込受付時に不成立となるクラスの場合は、前のクラスに入るかの確認をする。

(2) 資格

- ① 会員登録した者で、公認審判員の有資格者であることを原則とする。
- ② 1人1種別の出場とする。

(3) 試合方法

- ① ソフトテニスハンドブックによる。
- ② 参加ペア数により、リーグ戦、トーナメント戦又は両者を併用する。
- ③ リーグ戦を取り入れなかった種別は、コンソレーションマッチを行う。
- ④ マッチは、7ゲームマッチとする。

(4) 参加料

- ① 申込時に納入し、いかなる場合も返金しない。
- ② 1ペア3,000円とする。(2,000円主管地区に還元する)

(5) その他

- ① 申込は、地区責任者の認印を受けて申し込む。
- ② 選手変更は、所定の選手変更届を提出し、競技委員長の承認があった場合に認められる。
- ③ 会員登録証を携行し、審判員徽章(ワッペン)をつけて審判を行う。
- ④ 大会入賞者は、必ず閉会式に参加する。

3 山口県クラブ対抗大会

(1) 種別

○一般の部 ○レディースの部

- ① 一般の部は、クラブ単位に3ペア編成(年齢・性別は問わない。) A級、B級、C級の区分は、前年度の実績によるものとし、A級5チーム、B級8チームを基準(事情によって、変更することがある。)とし、その他をC級とする。毎回、前年度上位級の下位チームと、下位級の上位チームとを入れ替えてランクするものとする。
- ② レディースの部は、一般女子(年齢不問)及び家庭婦人により、クラブ単位に3ペア編成とする。A級5チームを基準(事情によって、変更することがある。)とし、その他をB級とする。区分その他は、一般の部に準ずる。
- ③ 同一クラブから、2チーム以上の出場を認める。ただし、選手は重複して出場することは出来ない。

(2) 出場資格

原則として、会員登録したクラブの者で、公認審判員の有資格者。

(3) 試合方法

- ① ソフトテニスハンドブックによる。
- ② 団体戦 : 3ペアの点取法による。
- ③ 5チーム以内の種別はリーグ戦とし、6チーム以上の場合、リーグ戦とトーナメント戦を併用する事を原則とする。細部については、参加チーム数によって決定する。
- ④ オーダーは、対戦の都度提出するものとし、その際、補欠の起用を認める。

(4) 参加料

- ① 1チームにつき、8,000円とする。(4,000円主管地区に還元する)
- ② 申込時に納入し、いかなる場合も返金しない。

(5) その他

- ① 申込は、必ず地区責任者の認印を受けて申し込む。
- ② 地区責任者は、クラブの登録並びに選手の出場資格等について審査を行い、大会秩序の保持について責任を持つこと。
- ③ 会員登録証を携行し、審判員徽章(ワッペン)をつけて審判を行う。

4 全日本実業団選手権山口県予選会

(1) 種別

○男子の部 ○女子の部 ただし、参加が2チーム以上ない種別は実施しない。

(2) 参加資格

- ① 日本連盟及び都道府県支部(県連盟)に登録した会社・銀行・官公庁等のチームで、日本連盟に会員登録した者。
- ② 公認審判員制度の有資格者であること。

- ③ チームの編成単位は、同一支部に登録した1所属団体を原則とする。ただし、同一支部内の出資が50%以上の関連団体(子会社・外郭団体等)は出資団体の同一所属団体として認める。
- ④ 選手登録者は登録団体に常時勤務する者とする。(ただし、監督はこの限りではない。)
- ⑤ 年度内に登録団体を移動した時は、当該年度は出場できない。
- ⑥ 新規登録選手(追加)は、全国大会開催の三ヶ月前までに登録を済ませておかなければならない。
- ⑦ 全日本実業団選手権大会に出場の意志のあるものに限る。

(3) チームの編成

- ① 男子・女子ともに年齢制限はしない。
- ② 1所属団体からA・B2チームまでの出場は認めるが、A・B間における選手の交流は認めない。(A・Bチームの監督の兼任は不可) A・Bは、上位から序列に従って付けること。
- ③ 部長1名・監督1名・選手4名以上8名以内でチームを編成することとする。部長・監督は選手登録をすれば選手を兼ねることができる。
- ④ 部長の変更は認めない。
- ⑤ 申込み後のチーム変更(AとB)は、できない。

(4) 試合方法

- ① ソフトテニスハンドブックによる。
- ② 男子・女子ともに3ペアによる点取り対抗戦とする。
- ③ 対戦の都度オーダーを変えてもよい。
- ④ 予選リーグを行い、上位2チームによる決勝トーナメント戦又はリーグ戦を行い、上位3チームを決める。ただし、参加チーム数により、これにより難しい時は別の方法による。
- ⑤ 日連推薦チーム(前年度ベスト16)は、予選から除外する。(大会案内に明記)

(5) 参加料

申込時に納入し、いかなる場合も返金しない。

1チーム 10,000円とする。(8,000円主管地区に還元する)

(6) その他

- ① 申込は、地区理事の承認を得て、参加料を添えて申し込みいかなる場合も返金しない。
- ② 選手変更は、所定の選手変更届を提出し、競技委員長の承認があった場合に認められる。
- ③ 会員登録証を携行し、審判員徽章(ワッペン)をつけて審判を行う。

5 山口県ソフトテニス週間大会

(1) 種別

- ベテランクラス1部 (男子60才以上、女子40才以上のペア)
- ベテランクラス2部 (男子70才以上、女子55才以上のペア)
- ベテランクラス3部 (男子75才以上、女子60才以上のペア)
- シニアクラス (男子50才以上、女子年齢不問のペア)
- ミックスダブルス (一般の部～年齢制限しない)
- 親子の部

(2) 資格

会員登録した者である事。

(3) 試合方法

- ① ソフトテニスハンドブックによる。
- ② 数ブロックに分けてリーグ戦を行い、それぞれの同順位のペアをもって、決勝トーナメント戦又はリーグ戦を行うものとする。

(4) 参加料

- ① 申込み時に納入し、いかなる場合も返金しない。
- ② 1人につき、4,000円(女性3,000円)とし、懇親会費を含む。

(5) その他

- ① 申込は原則としてペアとするが、やむを得ない場合に限り、個人申込を受け付ける。その場合のペアは主管地区に一任するものとし、万一男女のバランスがとれない時には、主管地区の決めるところにより、やむなく同性同士とすることがある。

- ② 大会後、懇親会を開く。
- ③ この大会の開催地区へ県連より、50,000円を助成する。
- ④ 他地区でソフトテニスの日大会として開催を県連が認めた場合は、20,000円を助成する。

6 山口県都市対抗ソフトテニス大会

(1) 種別

○第1部 ○第2部

(2) 資格

会員登録した者で、公認審判員の有資格者。

(3) チーム編成

各都市単位に、中学男子、中学女子、高校男子、高校女子、一般男子、一般女子、成年男子、成年女子、シニア45歳以上女子、シニア45才以上男子、シニア55才以上（男女不問）の11ペア編成とし、複数のチームの参加を認める。

(4) 選手の所属

① 中学男女 高校男女

原則として、在学する学校の所在地に所属する。居住地が学校の所在地と異なる場合、居住地から出場することは、許される。ただし、所在地の了解を得て、問題の生じないようにする。

② その他の種別

原則として登録地とするが、居住地、勤務地、出身地及び出身学校地からの出場を認める。ただし、いずれも登録地の了解を得て、問題の生じないようにする。

(5) 試合方法

① ソフトテニスハンドブックによる。

② 第1部：参加全チームによるトーナメント戦で行う。

③ 第2部：第1部の初戦において敗れたチームをもって、トーナメント戦により行う。

④ いずれも11ペアの点取法による。

(6) 参加料

1チーム10,000円とする。（9,000円主管地区に還元する）

申込み時に納入し、いかなる場合も返金しない。

7 山口県体育大会（ソフトテニス競技）

(1) 種別

○男子の部 Aクラス（6チーム） Bクラス（6チーム） Cクラス（その他のチーム）

○女子の部 Aクラス（6チーム） Bクラス（6チーム） Cクラス（その他のチーム）

の6種別とするが、参加数によってクラスチーム数を変更する事がある。

(2) チーム編成

① 都市対抗とし、各市・郡単位にチーム編成する。

② 男子の部：一般2ペア、成年（35才以上）1ペア、シニア（45才以上）1ペア、シニア（55才以上）1ペアの計5ペアとする。

女子の部：一般2ペア、成年（35才以上）1ペアの計3ペアとする。

(3) 資格

① 原則として、選手の所属は登録地とする。

② 居住地が登録地と異なる場合、居住地から出場することは、許される。また、登録地・居住地でない勤務地から出場することも許される。ただし、いずれも登録地の了解を得て、問題の生じないようにする。

③ 中学生、高校生は出場できない。

(4) 試合方法

① ソフトテニスハンドブックによる。

② 各種別ごとのチーム対抗戦（点取法）とする。

③ 6チーム以上の種別においては、2ブロックに分けてリーグ戦を行い、それぞれの上位2チーム（計4チーム）により、決勝トーナメント戦を行う。

- ④ 5チーム以下の種別については、総当りのリーグ戦を原則とする。
- (5) ランクの入替え

原則として、前年度の成績において、上位クラスの下位2チームと、下位クラスの上位2チームを入れ替えてランクするものとする。
- (6) 組合せ

前年度の成績を参考にしてシードする。止むを得ない場合は、抽選とすることがある。
- (7) その他
 - ① 要項の発表及び申込等は、すべて市・郡体育協会を通じて行うものとし、複数の参加を認めるが、体育協会を通じて行わない申込は受理しない。
 - ② 会員登録証を携行し、審判員徽章（ワッペン）をつけて審判を行う。
 - ③ 山口県スポーツ振興資金として参加者（監督を含む）1人につき200円を徴収する。（市・郡体育協会へ納入）
 - ④ 開催地区へ100,000円を助成する。

8 国民体育大会ソフトテニス競技山口県選考会

- (1) 種別
 - 成年男子 ○成年女子 ○少年男子 ○少年女子
- (2) 資格
 - ① 成年男女の部
 - ア 会員登録した者。
 - イ 居住地を示す現住所（住民登録、居住とも）が山口県内である者とする。
 - ウ 「ふるさと選手制度」を用いることとする。「ふるさと選手制度」を用いる場合は、所定の様式（ふるさと登録届）を県連盟へ選考会申込締切日までに届出を行い、県連盟確認後、県体協への届出が必要である。「ふるさと登録」の届出がない場合は、予選会出場を認めない。
 - エ 前年度、他の都道府県から国体に出場した者（予選会を含む）は今回参加できない。ただし、今春大学を卒業した者及び結婚により所属を変更した者は、この限りでない。
 - オ 審判員の有資格者で、かつ、技術等級3級以上でなければならない。
 - ② 少年男女の部
 - ア 会員登録した者。
 - イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、山口県内の学校に在学する者。（高校生、高専生の学生及び中学3年生）
 - ウ 県（連盟）の方針に基づき、山口県の代表としてチームに所属できる者。
 - エ 校長の承認があれば、他校生とのペアも認める。
- (3) 選考方法

ソフトテニスハンドブックによる。

 - 成年男子の部
 - ① 一次予選 ※一次・二次予選日程考慮が必要
 - ア 連盟の推薦する春季総合選手権大会のベスト4（ベスト4が欠けた場合は順次繰り上げ）のペアを除くペアでトーナメント戦を行い、原則として合計8ペアとなるようペアを選抜する。
 - イ 推薦のペアと予選トーナメント戦により選抜したペアの合計8ペアを2つのブロックに分けてリーグ戦を行う。
 - ウ 各ブロックの同順位同士で対戦を行い、1位～8位の順位を決定しポイントを付与し5位までのペアに2次予選へ進む権利を与える。（順位決定後もし辞退等が発生すれば順位繰り上げとする）
 - エ 実施にあたって問題がある場合には、県連盟（国体選手強化委員会）でその取り扱いを決める。
 - ② 二次予選
 - ア 一次予選結果で5位までのペアで総当たり戦を行い順位決定しポイントを付与する。
 - イ 選手が欠けた場合、原則として追加しない。

ウ 一次予選、二次予選とも、順位により次の得点を与える。

1位 … 10点 2位 … 9点 3位 … 8点

4位 … 7点 5位 … 6点

エ 順位の決定方法は、競技規則の定めるところによる。

オ 一次予選、二次予選の合計得点により最終順位を決定する。

カ 最終順位が同点の場合は、二次予選順位得点を優先として順位を確定する。

キ 最終順位の結果により上位1ペアを山口県代表選手として決定する。更に8名程度を国体選手強化委員会で推薦する。上記の代表選手及び推薦選手10名程度で強化練習を行い、国体選手強化委員会で総合的に判断して、残り3人を決定し山口県代表選手を決定する。

ク 選手決定後に辞退がでた場合は、県連盟（国体選手強化委員会）で決定するが、原則として、申込み前の場合はペアを含めて検討するが、申込み後の場合は、総合的に判断する。

ケ 二次予選終了後は強化選手中心に2時間程度の強化練習を実施する。地域及び強化メンバー以外も参加可能とする。

○ 成年女子の部

① 一次予選 ※一次・二次予選日程考慮が必要

ア 県連盟の推薦する春季総合選手権大会の1位（1位が欠けた場合は順次繰り上げ）及び中国地区選手権大会で3位以内のペアを除くペアで予選トーナメント戦（参加ペア数によってはリーグ戦）を行い、原則として合計6ペアを選抜する。

イ 推薦のペアと予選トーナメント戦（参加ペア数によってはリーグ戦）により選抜したペアの合計原則6ペアで総当りリーグ戦を行う。

ウ 実施にあたって問題がある場合には、県連盟（国体選手強化委員会）でその取り扱いを決める。

② 二次予選

ア 6ペアの総当りリーグ戦を再度行う。

イ 選手が欠けた場合は、原則として追加しない。

ウ 代表選手の決定は、成年男子の要領に準じて順位を決める。

エ 最終順位の結果により上位1ペアを山口県代表選手として決定する。更に8名程度を国体選手強化委員会で推薦する。上記の代表選手及び推薦選手10名程度で強化練習を行い、国体選手強化委員会で総合的に判断して、残り3人を決定し山口県代表選手を決定する。

オ 選手決定後に辞退が出た場合については、成年男子に準じる。

* 中国地区選手権大会で3位以内に入賞したペアを二次予選に追加する。その場合一次予選の得点に相当する得点は、1位…10点、2位…9点、3位…8点とする。

（その該当するペアが、一次予選に出場している場合は、優位な得点を与える。）

* 成年男女の部については、ふるさと登録選手等で、学連の大会や全日本大会等で顕著な成績を上げた者は、候補選手として国体選手強化委員会が推薦することがある。

* 実施にあたって、問題が生じたり、細部についての決定は、県連盟（国体選手強化委員会）でその取り扱いを決定する。

○ 少年男女の部

① シングルス二次予選（国体最終選考会）

ア Step 2（シングルス予選会）から選ばれた8名とする。

イ 中体連（中学3年生）からの推薦については1名までとし、二次予選出場選手を9名以内とする。

② ダブルス二次予選（国体最終選考会）

ア ランキング（全日本・中国大会資料）上位6ペアと一次予選上位5ペア程度とする。ただし、ランキング上位6ペアの選手との組み替えは、一次予選からの出場とする。

イ 中体連（中学3年生）からの推薦については1ペアまでとし、二次予選出場ペアを12ペアとする。

③ 選考方法

ア シングルス二次予選及びダブルス二次予選に出場した選手を選考対象とし、代表選手5名、補員3名の計8名以内を選出する。

イ シングルス二次予選で1位の選手は、山口県代表選手として決定する。

(2) 出場資格・制限

- ① 会員登録者で、公認審判有資格者であること。
- ② 前年度国体ソフトテニス競技に選手として参加した者は、参加できない。
- ③ 監督は公認コーチ又は公認スポーツ指導員資格を有する者が望ましい。
- ④ 監督・コーチは選手の交代要員として出場できる。
- ⑤ 年齢は、**2020年4月1日**現在の年齢とする。

(3) 試合方法

- ① ソフトテニスハンドブックによる。
- ② 参加ペア数により、リーグ戦、トーナメント戦又は両者を併用する。

(4) 参加料

1ペア 3,000円 (参加料は、県連に全額納入。県連より30,000円補助)

(5) その他

- ① 各種別の1位のペアが、本大会への出場権を得る。
- ② 代表決定後、出場できなくなった場合は、次の順位のペアを繰り上げて代表選手とする。
- ③ 監督の決定、また、問題が生じた場合等は、県連盟で検討、決定する。
- ④ 全国大会への出場選手団に、200,000円を助成する。

12 ステップ2 (シングルス) 大会兼ハイスクールジャパンカップシングルス山口県代表選考会・国体シングルス予選会

(1) 種別

○高校男子 ○高校女子

(2) 資格

- ① 高体連加盟校に在学中の生徒。
- ② 山口県体育大会ベスト32 (前年度)、またはジュニア選抜 (3月) ベスト16。
- ③ 各地区予選通過者。

(3) 試合方法

- ① ソフトテニスハンドブックに準拠する。
- ② 競技はすべて7ゲームマッチ、トーナメント戦とする。

(4) 負担金

1人 1,000円 (当日欠場した場合でも返金しない。)

(5) その他

- ① 申込は、高体連の指示に従い申し込む。
- ② 男女とも優勝者は、山口県代表として出場権を獲得する。
- ③ ベスト8に入った選手は、シングルス二次予選へ出場する。
- ④ 荒天の場合は、大会を中止する。その場合は、男女とも春季選手権優勝ペアのどちらか1名を県代表選手とする。
- ⑤ 2級審判取得者は、バッジを携行すること。
- ⑥ 日本ソフトテニス連盟公認のユニフォーム・シューズ・ラケットを使用する。

※ 細部については、高体連の定めるところによる。

※ 問題が生じた場合は、高体連と県連盟で協議し決定する。

13 その他の大会

高体連、中体連、レディース、教職員、小学生連盟の大会については、それぞれの定めるところによる。

14 その他の事項

- 1 県連盟主催大会出場者は、会員登録した者でなければならない。(各地区主催大会も準じる。)
- 2 年齢基準は、**2020年4月1日**現在の、満年齢とする。
- 3 選手の変更は、所定の選手変更届により届け出て、その大会の競技委員長の認めた者に限り認められる。
- 4 種別の区分のある大会 (団体戦) においては、一旦、出場した種別を変更して出場することは

きない。

- 5 申込みは、所定の事項を記入し、各地区の責任者を經由して参加料を添えて申し込む。不備なもの、受け付けない。
- 6 一旦、納入した参加料は、原則として返納しない。
- 7 その他、問題が生じた場合は、県連盟で検討し、決定する。
- 8 中・高体連（高専含む）の選手で所属校の部に属さない者で、各地区に登録した者は、一般の選手と見なし、出場を認める。
- 9 個人戦の入賞は、8ペア未満は2位まで、4ペアは1位のみ、4ペア未満は不成立とし、団体戦の入賞は、8チーム未満は2位まで、4チーム以下は1位のみとする。
- 10 県連盟主催全ての大会出場選手（山口県体育大会を除く。）は、背中に所定（日本連盟提示の様式）のゼッケンを着用し、参加する事。
- 11 オーバーウェア及び長袖スポーツシャツ、セーター等の着用については着用可能とするが、ゼッケンは最上衣服に貼付すること。なお、アンダーウェア（長袖を含む）及びスパッツの着用については、単色の製品を原則とする。
- 12 参加選手は、会員登録証及び審判員徽章（ワッペン）を携行し、審判にあたっては、ワッペンを着用すること。
- 13 大会参加における個人情報の開示（氏名等の掲載・報道写真）については、大会参加者において了承の上、県連はその責を問われない。
- 14 県連主催大会は大会プログラムに下記の大会役員名を掲載する。

大会役員選任基準

- 1 山口県ソフトテニス連盟主催大会の役員は、主管地区において選任するものとするが、その基準は、次のとおりとする。ただし、事情によってこれを変更して差し支えない。
 - (1) 大会会長 : 県連会長
 - (2) 大会副会長 : 県連副会長 主管地区会長
 - (3) 大会委員長 : 県連理事長
 - (4) 大会副委員長 : 主管地区理事長
 - (5) 競技委員長 : 県連副理事長（競技委員長）
 - (6) 審判委員長 : 主管地区等級制委員（審判委員）
副委員長、委員、その他の役員は、主管地区において選任するものとする。
- 2 大会役員の交通費は、主管地区において大会経費の中から支払うことを原則とする。
ただし、当該役員がその大会に選手として出場する場合は、支払の対象にしない。
(大会役員の交通費支出は、路程に応じ大会開催地間の往復距離に**30円/km**を乗じた額とし、100円未満は切り捨てる)